

評議員及び役員候補者選定委員会規程

(目的)

第1条 評議員及び役員候補者の選定を行うため、当法人に評議員及び役員候補者選定委員会(以下「当委員会」という。)を設置する。

(当委員会の構成及び出席)

第2条 当委員会は、4名以内の委員で構成する。

2 委員は、評議員会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選によって選出される。

4 委員の任期は定めない。

(候補者の選定)

第3条 評議員及び役員の候補者は、原則として、当法人から水道供給を受ける者(以下「会員」という。)の中から選定するものとする。ただし、理事については、会員でなくともその知見、識見、経験、専門能力等からみて適任の者を選定することは妨げない。

2 理事の候補者には、理事会と水道供給事業を担っている事務所との連携を密にするため、事務所長を候補者に選定することができる。

(決議)

第4条 当委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(委員会の開催・議長)

第5条 理事長は、委員長に当委員会の開催を求めることができる。

2 当委員会は、委員長が議事を司る。

(議事録)

第6条 当委員会を開催したときは、議事録を作成するものとする。

附 則

この規則は一般財団法人大泉名水会の設立の登記の日(令和4年10月1日)から施行する(令和4年10月1日評議員会議決)。